平成３０年（フ）第４４号
奈良県橿原市上飛騨町153番地の６　日高山団地Ｉ－２号
債務者　長崎　宗利
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
徳島県徳島市上八万町中山17番地の215
債務者　加本　　崚
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
福岡県直方市大字感田3102番地３　Ｉ－203号
債務者　安川　利恵（旧姓中釜）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第４５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲336番地２　アイボリーハイツ102、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919番地
債務者　佐藤千世子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１１３号
大分市大字鶴崎2331番地
債務者　中谷　静眞
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１４号
大分市大字鶴崎2331番地
債務者　中谷　好子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号
大分県別府市石垣東１丁目４番10－203号
第１境川コーポ
債務者　工藤　　忠
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２０号
大分市大字荏隈671番地の１（サングレイスえのくまＡ201）
債務者　佐々木昌美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２６号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ｅ棟407号
債務者　安藤佐美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
宮崎県日向市大字財光寺3639番地１
債務者　甲斐　百美（旧姓古川・倉岡・髙橋）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６２号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目80番地
田中病院、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川2579番地
債務者　高橋　　葵
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目32番９号
債務者　上山　紀夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目３番２－101号
債務者　尾迫　絵里
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
石川県かほく市指江ソ６番地１　スタープルプラム205号、従前の住所石川県かほく市七窪ロ43番地２
債務者　播磨　昭寿
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４０号
石川県かほく市指江ソ６番地１　スタープルプラム205号
債務者　播磨　正子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６０号
名古屋市中川区打中１丁目158番地　サンコーポ松竹203号、申立時の住所名古屋市名東区新宿２丁目244番地　コーポ牧ノ池201号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部